

JBA トレーサビリティ監査システム運用規程

(JBA Traceability Audit System Practice Regulations)

2018年12月1日 制定

2020年 8月1日 改訂1版

発行：一般社団法人日本寝具寝装品協会（JBA）

著作権について

本文書は、著作権により保護されています。本文書の一部又は全部をJBAの許可無く、複写・複製することを禁じます。

JBA 事務局（TEL：03-6661-0213）

JBA トレーサビリティ監査システム運用規程

目 次	ページ
1. 序文	1
2. 目的	1
3. 引用規格	1
4. 用語の定義	2
5. J-TAS に関する文書	5
5.1 文書体系	5
5.2 文書の制定及び改訂	5
5.3 文書の公開	5
6. J-TAS 会の構成	6
6.1 協議会	6
6.2 事務局	6
6.3 会員	6
6.4 ラベル認可企業	6
7. J-TAS 会員の手続き	7
7.1 入会申込み	7
7.2 入会審査	7
7.3 入会費等	7
7.4 自由脱会	7
7.5 除名	7
7.6 届出	7
8. J-TAS ラベル認可企業の手続き	8
8.1 ラベルの企業認可	8
8.2 ラベル認可企業の維持	8
8.3 ラベル認可企業の認可取消し	8
9. J-TAS の適用範囲	8
9.1 対象となる業者	8
9.2 対象となる羽毛	9
10. 書類整備対象者の義務及び罰則	9
10.1 書類整備対象者の義務	9
10.2 罰則	10
11. 書類整備対象者に対する要求事項	10
11.1 誓約	10
11.2 トレーサビリティ	10
11.3 原料表示	12
11.4 製品表示	13

12. 監査機関の指定	13
13. トレーサビリティ監査	13
14. ラベルの企業認可及び公表	14
15. 試買テスト	14
16. 施行期日	14
17. 経過措置	14
附属書 1 J-TAS ラベルの管理	15
附属書 2 J-TAS ラベル使用規定	16
附属書 3 試買テストの実施	18
付図1 J-TASラベル	19
付図2 J-TASに関する組織	20
付図3 羽毛原料・製品の生産流通ルート例とトレーサビリティ確認書類	21
付図4 書類整備対象者及び保管する記録の概要	22

JBA トレーサビリティ監査システム運用規程 (JBA Traceability Audit System Practice Regulations)

1. 序文

近年、EU 諸国では消費者の消費スタイルが変化し、倫理的に生産された高品質な羽毛製品を求め、それらの仕組みが業界によって確実に遵守され、保証される体制が求められている。具体的には羽毛製品に充填されている羽毛を、その調達段階までトレース出来るようになっている。日本においても羽毛製品に記載されている表示内容の正確さが求められており、表示内容に対する確認書類やトレーサビリティ書類の完備が求められている。羽毛ふとんにおいては、羽毛原料の産地表示などを行っている企業が多いことから一般社団法人日本寝具寝装品協会（以下、「JBA」という）では、羽毛産地の証明の手法として JBA トレーサビリティ監査システム：JBA Traceability Audit System（以下、「J-TAS」という）を構築することにした。

事業者が J-TAS に参加するメリットは、規約を守ることにより、その事業者が提供する商品に対する消費者の信頼性を高める為に購入時の誤解や間違い(消費者誤認)を防ぎ、ひいては信頼と安心を提供することになる。また、商品の販売にあたっては、信頼のおける商品であることを J-TAS ラベル添付の有無で分かりやすくし、消費者の商品選択の拠りどころとして役立つものとする。真に良いものが消費者に供給され、これにより、さらに良いものが開発されていくことになる。

J-TAS は、お客様（消費者）に安心をお届けするシステムであり、業界の活性化に繋がるものである。J-TAS の運用を始めるにあたり、J-TAS の適用範囲は、日本国内で羽毛（中古羽毛は対象外）を充填する羽毛寝具製品とする。なお、JBA トレーサビリティ監査システム運用規程（以下、「本運用規程」という）は、「不当景品類及び不当表示防止法」、「不正競争防止法」、「商標法」、「関税法」、「家庭用品品質表示法」を遵守し、運用する。

2. 目的

J-TAS は、以下の3つを目的とするものである。

- a) 羽毛寝具製品から羽毛原料調達産地までトレース出来るトレーサビリティ監査システムであること。
- b) お客様が羽毛寝具製品を信頼し安心してお買い求めいただけるトレーサビリティ監査システムであること。
- c) JBA 及び関連団体の組合員のために寄与するトレーサビリティ監査システムであり、業界全体の活性化に寄与するトレーサビリティ監査システムであること。

3. 引用規格

次に掲げる規格は、本運用規程に引用されることによって、本運用規程の一部を構成す

る。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む）を適用する。

JIS L 0216 羽毛用語

JIS L 1903 羽毛試験方法

日本羽毛製品協同組合ラベル使用規定集

JBA のふとん品質表示規程

IDFB試験方法（IDFB Testing Regulations）

4. 用語の定義

本運用規程で用いる主な用語及び定義は、次による。

用語	定義	基準	確認方法・適用事項
● 羽毛原料産地			
産地名	産地名は、地域全体を指すものではなく水鳥を飼育した国名、又は水鳥から羽毛を採取した国名を用いる。ただし、産地名に飼育地の地方名を用いる場合は、国名も併せて用いる。 * 水鳥繁殖の産卵地やふ化地は、産地名としない * 「表示」に用いる原料の産地は単一であり、産地の異なる原料と混合されていないもの * 産地名に加え「純」「入り」「使い」「混」などを組み合わせる名称は用いない（例：「純フランス」、「ポーランド産使い」など）	表示の原料 100%使い	産地名が記載された書類（地方名を用いる場合、地方名の記載された記録を含む）と生産記録によるトレーサビリティ監査
● 飼育・採取方法			
マザー	産卵のために飼育されている水鳥。	表示の原料 100%使い	飼育方法(マザーの略号は認めない)が記載された証明書(マザー農場仕入書、公的な機関の発行する証明書、動物検疫証明書、インボイス、 原産国の販売者の証明書のうち、いずれか1つ以上)
ハーベスト	水鳥の羽毛生え換わり時期(換羽期)の羽毛採取方法。 同意語：モルティングハーベスト、 モルトハーベスティング、molting harvest	表示の原料 100%使い	採取方法が記載された証明書(動物検疫証明書、インボイス、 原産国の販売者の証明書のうち、いずれか1つ以上)
マシンピック	水鳥をと畜後に羽毛を機械で採取する方法(一般的採取方法)、及び、と畜後に高品質羽毛を得るため部位別に	—	—

	手で採取する場合もある。 同意語：マシンブラック		
ハンドピック	生きている水鳥から羽毛を換羽期以外に手で採取する方法。 同意語：ハンドブラック、ライブブラック、手摘み	該当する行為の禁止、及び用語の使用禁止	動物福祉に反する不適正な採取方法であり使用禁止
● 羽毛の色			
ホワイト	白色の羽毛。	グレー羽毛混入率 1.5%以下	日羽協グレー羽毛混入率試験方法 (汚染用グレースケール「3-4級」以下の色付き羽毛混入率)
ピュアホワイト	ホワイトより色付き(グレー、ブラックポイント、黒点)羽毛の混入率が少ない白色の羽毛。 同意語：純白	グレー羽毛混入率 0.05%以下	
グレー	ホワイトより色付き羽毛の混入率が多い羽毛。 同意語：シルバー	グレー羽毛混入率 1.5%超	
● 鳥種			
グース	Goose、雁、ガチョウ 原種はカモ科ガン亜科マガン属の2種。	グース90%以上使い	グースの表記は日羽協鳥種鑑別試験方法
ダック	Duck、鴨、かも 原種はカモ科カモ亜科。	ダック90%以上使い	
その他	アイダー カモ科カモ亜科ケワタガモ属。 (カオジロガンは、アイダーでないため、アイダーの表記はできない。)	表示の原料 100%使い	鳥種名又は品種名は鳥種名又は品種名が記載された証明書(動物検疫証明書、インボイス、 原産国の販売者の証明書のうち、いずれか1つ以上)
● 羽毛加工方法			
原羽毛	精製処理していない羽毛。 同意語：粗毛、original、pre-washed down、pre-washed feathers、raw down、raw feathers	—	JIS L 0216 羽毛用語
精製羽毛	精製処理した羽毛。[精製工程：原羽毛→除塵→洗浄→脱水→高温乾燥・殺菌→冷却→除塵→(選別)→収納] 同意語：精毛、washed down、washed feathers	—	JIS L 0216 羽毛用語
国内洗浄	日本国内での精製処理。	—	—
パワーアップ	圧縮された羽毛原料のかさ高性を復元させる加工方法。(精製処理の洗浄効果は得られない)	—	—
手選別	精製羽毛から手でダウンとフェザーを選別し高品質羽毛を得る方法。(高混率ダウンやスティッキーダウンなど)	—	—

● トレーサビリティ			
J-TAS	J-TAS は、JBA トレーサビリティ監査システム (JBA Traceability Audit System) の略称。	—	—
J-TAS 会	J-TAS を運用する組織。	—	—
J-TAS 協議会	トレーサビリティ監査結果を審議し、書類整備対象者に対して J-TAS に基づき適合性の判定を行なう協議会。	—	—
J-TAS 会員	J-TAS 会の会員。	—	—
J-TAS ラベル認可企業	J-TAS 会の J-TAS 会員であって、トレーサビリティ監査に合格し及び J-TAS 協議会の適合の判定を受けた書類整備対象者。	トレーサビリティ監査に合格し、J-TAS 協議会の適合の判定を受けている。	トレーサビリティ監査及び J-TAS 協議会
書類整備対象者	羽毛の流通生産ルートに携わり、原料情報を正しく整備・保管・報告する J-TAS 会員。	—	—
J-TAS ラベル	J-TAS ラベルは、羽毛原料の産地名、飼育・採取方法、鳥種名又は品種名のトレースが可能で、第三者監査機関によるトレーサビリティ監査に合格したことを示す。なお、J-TAS ラベルにはシリアル番号の表記がある。(付図 1) * ラベルを付する原料の産地は単一であり、産地の異なる原料と混合されていないもの	トレーサビリティ監査に合格し、J-TAS 協議会の適合の判定を受けている。	トレーサビリティ監査及び J-TAS 協議会
原産地証明書	関税率を計算するために原産地を特定する書類 (Certificate of Origin)	—	—
インボイス	納品書兼請求書 (Invoice、Commercial Invoice)	—	—
パッキングリスト	貨物の品名、数量、重量等の詳細が記された書類 (P/L : Packing List)	—	—
動物検疫証明書	出荷国 (原産国とは限らない) が発行する燻蒸済証明書 (V/C : Veterinary Certificate、H/C ; Health Certificate)	—	—
船荷証券	荷物送り状 (B/L : Bill of Lading、AWB : Air Way Bill、SWB : Sea Way Bill)	—	—
精製処理の記録	海外精製日報、国内精製日報	—	—
移動記録	運送会社送り状 (EU 内の場合 : CMR、Waybill)	—	—
輸入許可通知書	税関が発行する輸入の許可に対する通知書	—	—
入出荷記録	国内運送書類 (送り状)	—	—
充填の記録	国内加工書類 (日報)	—	—
TC 証明書	TC システム (Transaction Certificate System) により、IDFL の承認を受けた後、発行される商取引証明書。 (IDFL 承認印及びサインがあるもの)	—	—

TC 入力記録	TC システムに商取引情報を入力し、必要な根拠記録のアップロードを終えた状態の記録。ただし、IDFL の承認を受けない。	—	—
● その他			
ダウンパワー	羽毛のかさ高性を表す単位。[一定荷重の下で 1g 当たりの立方センチ体積 (cm ³ /g)]	日羽協のゴールドラベルは、表示基準が決められている	JIS L 1903 羽毛試験方法
フィルパワー	羽毛のかさ高性を表す単位。[一定荷重の下で 30 g 当たりの立方インチ体積 (in ³ /30g)] 備考：2013 年にオンス (oz) 当たりの立方インチ体積 (in ³ /oz) から新単位 (in ³ /30g) に改定された。	—	IDFB 試験方法 Part 10-B
羽毛ふとん	ダウンが 50%以上のもの。	—	JBA ふとん 品質表示規定
羽根ふとん	ダウンが 50%未満のもの。	—	JBA ふとん 品質表示規定

5. J-TAS に関する文書

5.1 文書体系

J-TAS は、以下の文書（以下、「J-TAS 文書」という）から構成されている。

- a) JBA トレーサビリティ監査システム運用規程
- b) JBA トレーサビリティ行動規範
- c) JBA トレーサビリティ監査基準
- d) JBA 入会規程
- e) その他、協議会が定める指示文書

5.2 文書の制定及び改訂

J-TAS 協議会は、J-TAS 文書に関連した次の事項を行う。

- a) J-TAS文書の制定及び改訂に関する立案、審議、制定及び改訂を行う。
- b) 改訂する前にJ-TAS会員及び指定した第三者監査機関（以下、「監査機関」という）に対して、必要に応じて意見提出の機会を設ける。
- c) J-TAS文書の旧版は、知識保存の目的で保持する場合、「旧版保存」の旨を適切に表示し、利用することがないようにする。

5.3 文書の公開

J-TAS協議会は、J-TAS会員に5.1の文書を公開する。J-TAS文書を改訂した場合は、会員及び監査機関に速やかに周知し、J-TAS文書の最新版を利用できるようにする。

6. J-TAS 会の構成

J-TAS 会の構成は、次の通りである（付図 2 参照）。

- a) J-TAS 協議会（以下、「協議会」という）
- b) J-TAS 事務局（以下、「事務局」という）
- c) J-TAS 会員（以下、「会員」という）
- d) J-TAS ラベル認可企業（以下、「ラベル認可企業」という）

6.1 協議会

協議会の役割は、次のとおりとする。

- a) J-TAS 文書の制改訂
- b) J-TAS 会への入会審査
- c) 監査機関の指定
- d) トレーサビリティ監査の適合判定
- e) J-TAS ラベル（以下、「ラベル」という）の企業認可
- f) 附属書 1「J-TAS ラベルの管理」に基づくラベルの管理及び J-TAS ロゴマークの管理
- g) ラベル他、産地を表示した羽毛寝具製品の試買テスト
- h) その他必要事項の審議

6.2 事務局

事務局は、協議会の下で J-TAS の運用に関する事務作業を行う。

6.3 会員

会員は、J-TAS を適用する書類整備対象者で、次の権利を有する。

- a) J-TAS に関する情報（J-TAS 文書及びその改訂情報）を取得できる。
- b) J-TAS に関する意見を協議会に述べることができる。
- c) トレーサビリティ監査に適合することにより、ラベル認可企業になることができる。

6.4 ラベル認可企業

ラベル認可企業は、次の権利を有する。

- a) 協議会が発行するラベルを羽毛寝具製品に付することができる。
- b) J-TAS ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という）及び下げ札をリーフレットの広告物等に使用することができる。
- c) 羽毛寝具製品又は羽毛原料に産地名、飼育・採取方法、鳥種名又は品種名を表示することができる。

7. 会員の手続き

7.1 入会申込み

J-TAS 会への入会を希望する JBA 加盟企業、日本羽毛製品協同組合員、日本ふとん製造協同組合員、国内・海外企業の申込者は、入会申込書を J-TAS 会に提出し、J-TAS 会への入会手続きを行う。

7.2 入会審査

入会申込書を提出した JBA 加盟企業、日本羽毛製品協同組合員、日本ふとん製造協同組合員、国内・海外企業は、協議会の審査を経て、J-TAS 会に入会することができる。

7.3 入会費等

会員は、遅滞なく、J-TAS 会への入会費、年会費及び保証金を支払う。

7.4 自由脱会

会員は、あらかじめ協議会に通知したうえで、事業年度の終わりにおいて脱会することができる。なお、当該通知は、事業年度の末日 90 日前までに、その旨を記載した書面で行わなければならない。この場合、入会後に支払った保証金は返納される。

7.5 除名

協議会は、次の事項の 1 つに該当する会員を除名することができる。この場合において、協議会は、当該会員に対しその旨を事前に勧告し、書面による弁明の機会を与えるものとする。

- a) 年会費の支払いに関して 1 年以上の滞納、その他 10.1 に定める義務を怠った会員
- b) J-TAS 会の事業を妨げ、又は妨げようとした会員
- c) J-TAS 会の事業の利用について不正の行為をした会員
- d) 犯罪その他信用を失う行為をした会員
- e) 経営破綻した会員
- f) 後見開始又は保佐開始の審判を受けた会員
- g) 死亡し、又は失踪宣告を受けた会員

なお、e)～g)の場合、協議会は、事前の勧告なしに当該会員を除名することができる。

7.6 届出

会員は、次の事項の 1 つに該当するときは、7 日以内に協議会に届け出なければならない。

- a) 氏名及び名称（法人たる会員にあっては、その名称及びその代表者名）又は事業を行う場所を変更したとき
- b) 事業の全部又は一部を休止、若しくは廃止したとき

c) 9.1 対象となる業者の追加・廃止をしたとき

8. ラベル認可企業の手続き

8.1 ラベルの企業認可

会員は、別に定める「JBA トレーサビリティ監査基準」に基づくトレーサビリティ初回監査を受け、協議会の適合判定を受けることにより、ラベル認可企業となる。

8.2 ラベル認可企業の維持

ラベル認可企業は、認可の継続を受けるため、10.1 に定める義務を遵守しているとともに、別に定める「JBA トレーサビリティ監査基準」に基づくトレーサビリティ更新監査を受け、協議会の適合判定を受けなければならない（必要に応じて実施されるトレーサビリティ臨時監査を含む）。

8.3 ラベル認可企業の認可取消し

協議会は、次の事項の 1 つに該当するラベル認可企業に対して、認可を取消することができる。この場合において、協議会は、当該ラベル認可企業に対しその旨を事前に勧告し、書面による弁明の機会を与えるものとする。

- a) J-TAS 会を脱会したラベル認可企業
- b) 10.1 に定める義務を怠ったラベル認可企業
- c) 不正な行為によりラベル認可企業の認可を受けたラベル認可企業
- d) J-TAS の信用を失う行為をしたラベル認可企業

9. J-TAS の適用範囲

9.1 対象となる業者

J-TAS は、J-TAS に関係する次の書類整備対象者について適用する（付図 4 参照）。

- a) 原料商（原産国）：原料商とは、加工国又は日本に羽毛を輸出する者である。と畜場、羽毛収集業者、精製処理業者又は商社が該当することがある。なお、EU 域内における羽毛の移動は、輸出として扱わない。
- b) 精製処理業者(加工国)：精製処理業者とは、原産国から羽毛を輸入し、原産国以外で精製処理等を行う者である。
- c) 輸入者（日本）：輸入者とは、原料商又は精製処理業者から羽毛を日本に輸入する者である。
- d) 羽毛生産管理者（日本）：羽毛生産管理者とは、輸入者から羽毛を受入れ、羽毛の精製処理等を管理する者である（精製処理は外部委託が可能）。
- e) 羽毛製品生産管理者(日本)：羽毛製品生産管理者とは、輸入者又は羽毛生産管理者から羽毛を受入れ、羽毛寝具製品の製造を管理する者である（羽

毛充填及び縫製は外部委託が可能)。

f) 表示者（日本） : 表示者とは、羽毛寝具製品に産地名等の表示を行う者である。

9.2 対象となる羽毛

J-TAS は、次の a)及び c)にトレースする羽毛（再生羽毛（中古羽毛）並びにグース及びダックを表示しない羽毛は対象外とする）であり、国内で羽毛を充填する羽毛寝具製品に対して適用する。加えて、次の b)の羽毛原料情報を対象とすることができる。

- a) 産地名
- b) 飼育・採取方法（マザー、ハーベスト等）
- c) 鳥種名又は品種名

10. 書類整備対象者の義務及び罰則

10.1 書類整備対象者の義務

書類整備対象者は、次の事項を遵守する。

- a) 会員となり、9.2a)～c)の表示をする場合は、ラベルを必ず羽毛寝具製品に付すること。
- b) 羽毛の産地名等を保証するため、11.に定める要求事項に適合する管理体制を構築していること。
- c) 11.に定める要求事項への適合性を確認するため、別に定める「JBA トレーサビリティ監査基準」に基づく、監査機関によるトレーサビリティ監査に合格すること（トレーサビリティ臨時監査を含む）。
- d) 羽毛原料及び羽毛寝具製品の表示に関して、11.3 及び 11.4 に定める表示に関する要求事項を遵守すること。
- e) 協議会が発行するラベル及びロゴマークを使用する場合、附属書 2「J-TAS ラベル使用規定」に基づき、適切なラベル管理を行うこと。
- f) 15.に定める試買テストを受け入れること。また、当該試買テストの際に協議会及び監査機関が求める書類の提出に応じること。
- g) 書類整備対象者の義務に違反した場合、10.2 に定める罰則を受け入れること。
- h) 次の J-TAS 文書の最新版を入手すること。
 - 1) JBA トレーサビリティ監査システム運用規程
 - 2) JBA トレーサビリティ行動規範
 - 3) JBA トレーサビリティ監査基準
 - 4) JBA 入会規程
- i) J-TAS 会に関する費用（入会費等）、ラベル費用を支払うこと。
- j) 「JBA トレーサビリティ行動規範」の全項目に合意し、遵守することを誓約し、協議会に誓約書を提出すること。
- k) その他、協議会が定める要求事項を受け入れること。

10.2 罰則

書類整備対象者の義務に違反した場合は、別に定める「JBA トレーサビリティ行動規範」に基づき措置する。

11. 書類整備対象者に対する要求事項

11.1～11.4 に定める要求事項の適用は、書類整備対象者毎に表 1 のとおりとする。なお、当該要求事項への適合性を確認するため、書類整備対象者は、監査機関によるトレーサビリティ監査を受ける。

表 1 書類整備対象者の要求事項一覧表

		書類整備対象者に対する要求事項			
		11.1 誓約	11.2 トレーサビリティ	11.3 原料表示	11.4 製品表示
書類 整備 対象 者	原料商 (原産国)	●	●	●	
	精製処理業者 (加工国)	●	●	●	
	輸入者 (日 本)	●	●	●	
	羽毛生産管理者 (日 本)	●	●	●	
	羽毛製品生産管理者 (日 本)	●	●		
	表示者 (日 本)	●	●		●

11.1 誓約

別に定める「JBA トレーサビリティ行動規範」の内容を理解し、遵守することを誓約するために、最新版の誓約書に捺印し、有効にする。これにより、書類整備対象者は、産地名等及びラベルに責任ある行動を誓約する。

11.2 トレーサビリティ

11.2.1 羽毛寝具製品に表示する事項に対する記録

羽毛寝具製品に表示する事項は、表 2 の記録により保証する。

表2 表示事項に関連する記録

表示事項		記録 ^{a)}
表示する事項	a) 産地名	・産地名が記載された書類（原産地証明書、地方名を用いる場合、地方名の記載された記録を含む）及び生産記録
	b) 飼育・採取方法	・飼育／採取方法が記載された証明書 ^{b)} （マザー農場仕入書、公的な機関の発行する証明書、動物検疫証明書、インボイス、 原産国の販売者の証明書のうち、いずれか1つ ）
	c) 鳥種名又は品種名 グース ----- その他（アイダーなど）	・日羽協鳥種鑑別試験の記録 ・鳥種名又は品種名が記載された証明書 （動物検疫証明書、インボイス、 原産国の販売者の証明書のうち、いずれか1つ ）
備考 a) : 書類整備対象者が責任を持って、信頼される記録を集めること。 b) : マザーの証明は、マザー略号の表記を認めないこと。		

11.2.2 トレーサビリティの構成等

トレーサビリティの要求事項は、次の a) から f) であり、適切に業務を行うために a) から f) を社内規格として明確にすることによって満たす。当該社内規格は、関係者に周知徹底し、常に最新版を利用できるようにする。

- a) トレーサビリティの構成に関して、羽毛原産国の原料商から羽毛寝具製品の表示者までの各書類整備対象者は、各業種において、次の羽毛移動記録、輸出入記録及び生産記録を適切に管理し、11.2.1 に定める記録に対してトレーサビリティを構築する。
- 1) 原産地証明書 海外書類 (Certificate of Origin)
 - 2) インボイス J-TAS の表記がある海外書類 (Invoice、Commercial Invoice)
 - 3) パッキングリスト 海外書類 (P/L: Packing List)
 - 4) 動物検疫証明書 海外書類 (V/C : Veterinary Certificate、H/C : Health Certificate)
 - 5) 船荷証券 海外書類 (B/L: Bill of Lading、AWB : Air Way Bill、SWB : Sea Way Bill)
 - 6) 精製処理の記録 海外精製日報、国内精製日報
 - 7) 移動記録 海外運送書類 (送り状、EU 内の場合 : CMR、Waybill)
 - 8) 輸入許可通知書 税関が発行する輸入の許可に対する通知書
 - 9) 入出荷記録 J-TAS の表記がある国内運送書類 (送り状)
 - 10) 充填の記録 国内加工書類 (日報)
 - 11) TC 証明書 TC システムにより、IDFL の承認を受けた後、発行される商取引証明書 (**IDFL 承認印及びサインがあるもの**)

12) TC 入力記録 TC システムに商取引情報を入力し、必要な根拠記録のアップロードを終えた状態の記録。ただし、IDFL の承認を受けない。

- b) 羽毛重量の管理に関して、各書類整備対象者は、羽毛損失及び混入を把握するために羽毛の受入から払出までの重量を管理する（J-TAS 対象外の羽毛原料を含む）。
- c) 羽毛原料及び羽毛寝具製品在庫の管理に関して、各書類整備対象者は、羽毛原料及び羽毛寝具製品を把握するために、在庫状況を管理する。
- d) 供給者の選定に関して、各書類整備対象者は、ラベル認可企業の供給者を選定する。
- e) 記録管理に関して、各書類整備対象者は、11.2.1 及び 11.2.2a)に定める要求事項を満たすことに関係する記録の管理方法を確立する。なお、11.2.1 及び 11.2.2a)に定める記録の保管期間は、10 年とする。
- f) 文書管理に関して、社内規格を適切に利用できるために文書の管理方法を確立する。

11.3 原料表示

羽毛原料の表示に関する要求事項は、次の a)及び b)である。書類整備対象者は、11.1 に定める誓約によって要求事項を満たす。

- a) 羽毛原料情報の表示方法は次の点に従う。
 - 1) 原料情報は、**ダウン率及び産地名（略号可）**を必ず表示すること。
 - 2) 原料情報は、リーフレット又は下げ札などで表示すること。
 - 3) 最終処理された羽毛（羽毛寝具製品に直接充填する羽毛）を扱う場合、グース及びダックの表示は、表 3 のとおり表記すること（広告を含む）。**なお、グース及びダックの表記は略号でもよい。**

表 3 混入率別のグース及びダックに関する表示

グース及びダックの表記	グース率(%)	ダック率(%)
グース (G)	90 ≤ グース ≤ 100	0 ≤ ダック ≤ 10
ダック (D)	0 ≤ グース ≤ 10	90 ≤ ダック ≤ 100

備考：羽毛原料が「10 < グース率(%) < 90、10 < ダック率(%) < 90」の場合、グース又はダックの表示ができないため、J-TAS の対象外となる。

- 4) 原料情報の表示に産地名、飼育・採取方法、鳥種名又は品種名を記載する場合は、それぞれを証明する書類（**TC 証明書など**）があり、情報確認が得られること。
- b) ロゴマーク等により J-TAS に該当する羽毛原料であることをバール毎に明確にすること。
- c) ロゴマークは、附属書 2「J-TAS ラベル使用規定」に基づき適切に管理する。

11.4 製品表示

羽毛寝具製品の表示に関する要求事項は、次の a) から c) である。書類整備対象者は、11.1 に定める誓約によって要求事項を満たす。

a) 羽毛原料情報の表示方法は次の点に従う。

- 1) 原料情報は、法律で定められた「品質表示」の組成混合率（ダウン % / フェザー %）と明確に区分すること。
- 2) 原料情報は、「品質表示」と別欄かリーフレット又は下げ札などで表示すること。
- 3) グース及びダックの表示は、表 3 のとおり表記すること（広告を含む）。
- 4) 原料情報の表示に産地名、飼育・採取方法、鳥種名又は品種名を記載する場合は、それぞれを証明する書類（TC 証明書など）があり、情報確認が得られること。
- 5) 原料情報の表示項目（産地名、品種、ダウン又はフェザー）は、下記の順列で必要な用語を選び表示すること。

順列：産地名(国名・地方名)+品種(採取・色・鳥種)+ダウン・フェザー+(「スペース」または「・」などで区切る)+組成混合率

例：①フランスホワイトダックダウン ダウン 90% / フェザー 10%

②フランスホワイトダック ダウン 90% / フェザー 10%

③ポーランドマズーリホワイトグース・ダウン 90% / フェザー 10%

6) 用語の使用には、法律で定められた「家庭用品品質表示法」、「不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法)」及び「登録商標(商標法)」等に留意し、適正に表示すること。

b) 羽毛寝具製品の表示に関して、次の法令等を遵守する。

- 1) 家庭用品品質表示法
- 2) 不当景品類及び不当表示防止法
- 3) 必要に応じて、JAB のふとん品質表示規程
- 4) 必要に応じて、日羽協の定める品質基準
- 5) 必要に応じて、その他法令及び業界基準

c) ラベルは、消費者が簡単に分かる箇所に見やすく、縫い目などに隠れず、かつ、しっかりと羽毛寝具製品に縫い付けること。なお、附属書 2「J-TAS ラベル使用規定」に基づき適切にラベルを管理する。

12. 監査機関の指定及び要件

協議会は、中立、独立の立場を保ち、ISO/IEC17065 又は同等な要件を満たしている監査機関を選定し、指定する。

13. トレーサビリティ監査

トレーサビリティ監査は、11. に定める要求事項への適合性を確認するため、別に定める「JBA トレーサビリティ監査基準」に基づき、監査機関が書類整備対象者に対して現地監

査を実施する。

14. ラベルの企業認可及び公表

協議会は、別に定める「JBA トレーサビリティ監査基準」に基づき、監査機関によるトレーサビリティ監査結果を審議する。審議の結果「適合」と判定した場合、書類整備対象者に対してラベルの企業認可を与え、次の事項を含めた J-TAS ラベル企業認可証を発行する。なお、協議会は、ラベル認可企業に関する情報を JBA の WEB サイトで公表する。

- a) 申請者の情報（会社名及び住所、認可番号、対象となる業者）
- b) J-TAS ラベルの企業に認可した旨
- c) 有効期限 初回年度末、その後 1 年（日本国内は無期限）
- d) その他、特記事項

15. 試買テスト

協議会は、附属書 3「試買テストの実施」に基づき、ラベルが付された商品及び一般商品を市場から購入し、11.に定める要求事項を満たすことを確認する。

16. 施行期日

本運用規程(制定版)は、2018 年 12 月 1 日から施行する。

本運用規程(改訂 1 版)は、2020 年 8 月 1 日から施行する。

17. 経過措置

16.施行期日(制定版)より前に売買契約した在庫羽毛に対する経過措置は、別に定める。

附属書1 J-TAS ラベルの管理

この附属書は、協議会がラベルを適切に管理するために、本運用規程の 6.1f)に関する管理方法について定める。

1. ラベルの交付方法及びシリアル番号の管理方法

- a) 協議会は、**J-TASラベル発注システム**により、ラベル交付を行う。
- b) 協議会は、**過剰なラベル交付を防ぐために、輸入者又は本文17.経過措置に該当する在庫羽毛の所持者に対して、J-TASラベル発注システムに次の事項の入力を求める。**
 - 1) **TC証明書の承認番号 (XXXXXX/YY-ZZZZZ)**
 - 2) **TC証明書がない本文17.経過措置に該当する在庫羽毛の場合、ダミーの番号**
ダミーの番号は、同数字2桁(11)+企業数字4桁(1234) +暦年2桁(20)+自社採番6桁(123456)とし、企業数字は、TCシステムに関連した企業固有番号とする。
- c) 協議会は、**J-TASラベルの交付を求める認可企業に対して、J-TASラベル発注システムに必要な事項を入力することを求める。また、協議会は、J-TASラベル発注システムによって、ラベル出荷状況及びラベル交付先等のラベル管理を行う。**

2. J-TASラベル発注システムの管理者

協議会は、**J-TASラベル発注システム**の管理者を置く。

3. ラベルのシリアル番号の付与方法

羽毛寝具製品に付されたラベルから羽毛原料情報を容易にトレースするために、シリアル番号をラベルに付記する。なお、ISO 3166-1 alpha-2に基づく産地名（国名コード）及びアルファベット2文字並びに数字を用いて表記する。

【例】国名コード（ISO 3166-1 alpha-2）

産地名	国名コード	産地名	国名コード	産地名	国名コード
ポーランド	PL	ハンガリー	HU	フランス	FR

【例】シリアル番号（国名コード+アルファベット2文字+**数字8桁**）

ポーランド産羽毛の羽毛寝具製品の一例：PLAB**12345678**

ラベルのシリアル番号の末尾には、羽毛の色、鳥種に関して、任意の略号を追記することができる。略号は、以下のとおりとする。

略号	意味
WD	ホワイトダック
WG	ホワイトグース
GD	グレーダック
GG	グレーグース
ED	アイダーダック
OT	その他の鳥種

附属書2 J-TAS ラベル使用規定

この附属書は、ラベル認可企業が適切にラベル及びロゴマークを使用するために、本運用規程の 10.1e)、11.3b)及び 11.4c)に関する管理方法について定める。

1. ラベル使用に関する管理方法

ラベルを使用できるラベル認可企業は、次の事項を遵守する。

- a) ラベルを使用できる羽毛寝具製品は、J-TASに該当する物とする。
- b) ラベルにはシリアル番号を記載する。
- c) ラベルを使用しようとするラベル認可企業は、**J-TASラベル発注システムにより、ラベルの交付を受けるものとする。**
- d) ラベル交付の許諾を受けたラベル認可企業は、協議会で定めたラベル代金を納入する。
- e) ラベルの交付を受けたラベル認可企業は、自己の責任のもとに誤りなく管理し、J-TASに該当する羽毛寝具製品以外には、ラベルを縫付けない。なお、ラベルの受入払出・保管及び羽寝具毛製品への誤表示防止等の管理手順は社内規格において明確にする。
- f) ラベルは譲渡しない。
- g) ラベルを使用した羽毛寝具製品については、ラベルの交付を受けた者がすべて責任を負うものとする。
- h) ラベルは、羽毛寝具製品に縫付ける方法で取り付ける。
- i) 前記の目的以外にラベルの意匠を使用する場合は、ラベルの使用目的、使用箇所、使用するものの名称等を記載した申請により、書面にて協議会の許可を得なければならない。
- j) 協議会よりラベルの交付を受けたラベル認可企業が、次に規定するいずれかに該当するに至ったときは、手元に残っているラベルのすべてを遅滞なく返還する。
 - 1) J-TAS会の会員を脱退した又はラベル認可企業でなくなったとき
 - 2) 事業を廃止したとき
 - 3) 違反に対する調査を著しく妨げたと認められるとき
 - 4) ラベル使用規定に違反したとき
 - 5) ラベルを変造又は模造して使用したとき
 - 6) その他協議会が必要と認めたとき

2. ロゴマークの使用に関する管理方法

ロゴマークを使用するラベル認可企業は、次の事項を遵守する。

- a) ロゴマークを使用できる羽毛原料又は羽毛寝具製品は、J-TASに該当する物とする。
- b) 広告等のロゴマークには、その近傍に必ず表示する者の企業名を付記する。
- c) 広告等のためにロゴマークを使用する場合は、次の使用例を用いる。例以外の使用に

については、当該内容について事前に表示する者又は協議会の許可を受けるものとする。

使用例 1



- d) ラベル認可企業は、ロゴマークを自己の責任のもとに管理し、事実と異なるような誤解を招く表示をしない。なお、ロゴマークの保管方法及び誤表示防止等の管理手順は社内規格において明確にする。
- e) ロゴマークは譲渡しない。
- f) ロゴマークを表示した羽毛原料又は羽毛寝具製品については、ロゴマークを表示した者がすべての責任を負うものとする。
- g) ロゴマークを使用するラベル認可企業が、次に規定するいずれかに該当するに至ったときは、ロゴマークの使用を禁止する。
 - 1) J-TAS会の会員を脱退した又はラベル認可企業でなくなったとき
 - 2) 事業を廃止したとき
 - 3) 違反に対する調査を著しく妨げたと認められるとき
 - 4) ラベル使用規定に違反したとき
 - 5) ロゴマークを変造又は模造して使用したとき
 - 6) その他協議会が必要と認めたとき

3. 違反に対する措置

協議会は、ラベル認可企業がラベル及びロゴマークの使用に関して本規定に違反した場合、別に定める「JBAトレーサビリティ行動規範」の罰則の措置を行うことができる。

附属書3 試買テストの実施

この附属書は、市場から試買するラベル他、産地を表示した羽毛寝具製品（以下、「試買品」という）に関して、表示内容の適正化を図り信頼性を担保するために、本運用規程の15.に関する試買テストの実施方法について定める。

1. 試買方法

- a) 試買品は、必要に応じて購入することができる。
- b) 試買品の購入時期、購入品目、購入方法は協議会で定める試買方法によるものとする。
- c) 試買品は原則として、ラベル他、産地を表示した羽毛寝具製品を対象とする。

2. 試買品に関する確認

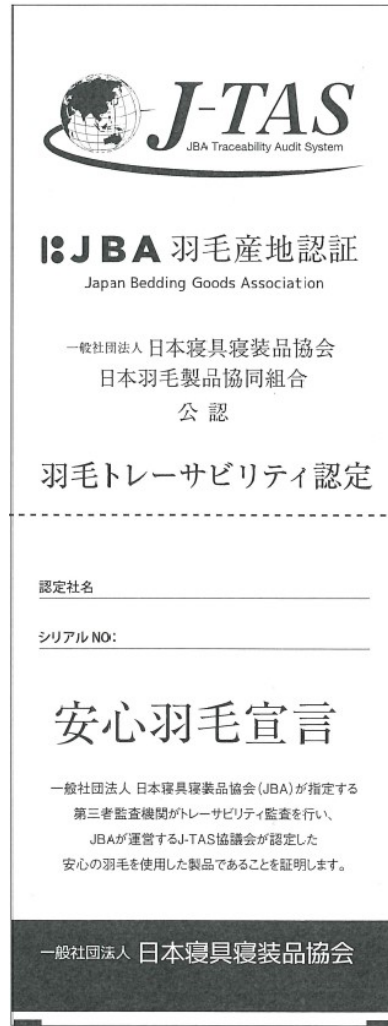
- a) 確認機関：監査機関に委託を行うものとする。
- b) 確認項目：11.に定める要求事項とする。
- c) 確認方法：試買品に対して次の事項を実施する。
 - 1) 監査機関は、当該試買品に係る書類整備対象者にb)を確認するために必要な記録の提出を求め、11.1及び11.2に定める要求事項を満たしていることを確認する(書面による確認)。
 - 2) 監査機関は、製品表示に該当する項目に対して、11.4に定める要求事項を満たしていることを確認する。
- d) 判定基準：b)の要求事項を満たしている。


3. 確認結果に対する措置

協議会は、試買テストの結果が2.d)に定める判定基準を満たしていない場合、別に定める「JBAトレーサビリティ行動規範」の罰則の措置を行うことができる。

付図1 J-TAS ラベル

1. 縫着用ラベル




J-TAS
JBA Traceability Audit System

JBA 羽毛産地認証
Japan Bedding Goods Association

一般社団法人 日本寝具寝装品協会
日本羽毛製品協同組合
公認

羽毛トレーサビリティ認定

認定社名 _____

シリアル NO: _____

安心羽毛宣言

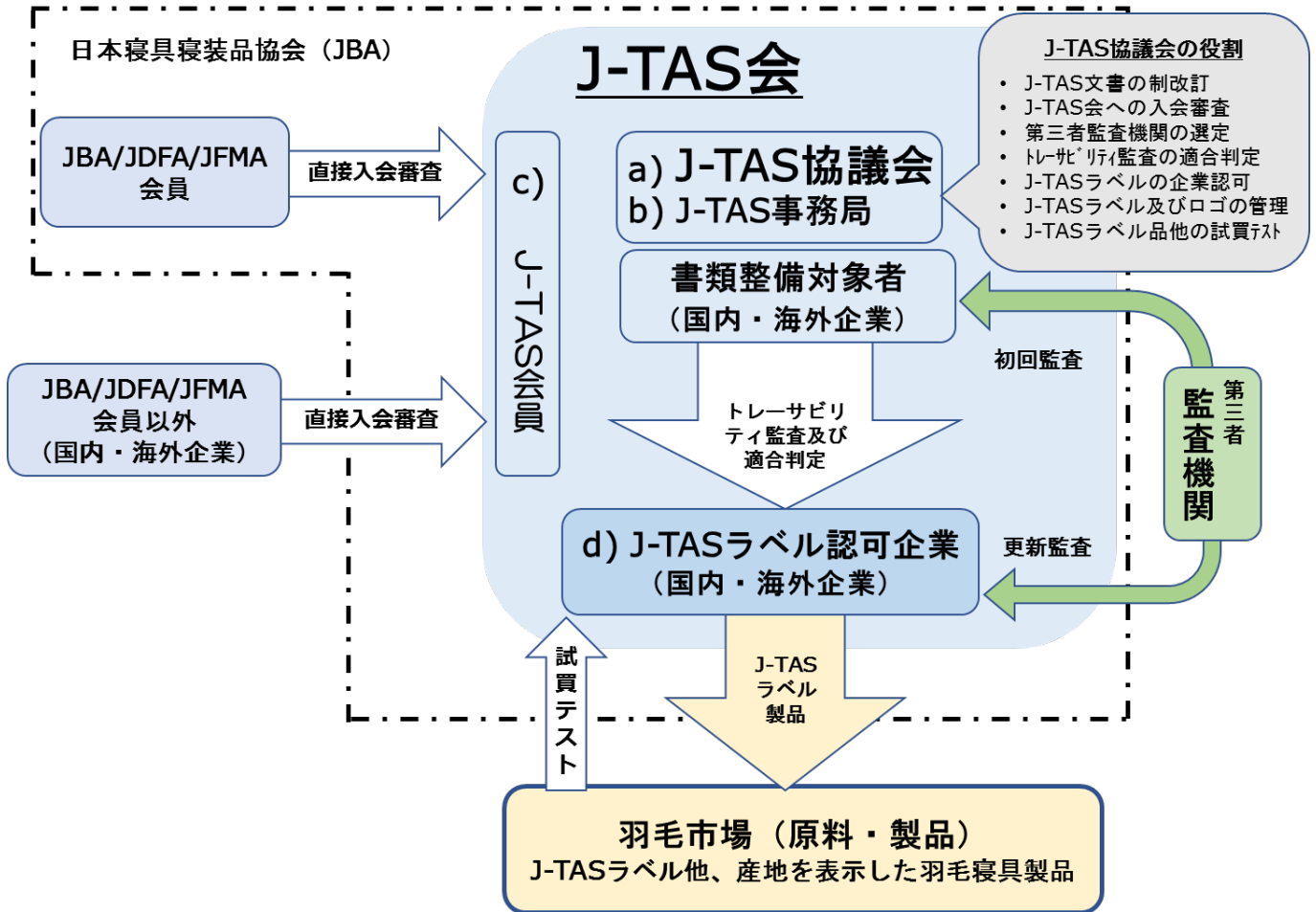
一般社団法人 日本寝具寝装品協会 (JBA) が指定する
第三者監査機関がトレーサビリティ監査を行い、
JBA が運営する J-TAS 協議会が認定した
安心の羽毛を使用した製品であることを証明します。

一般社団法人 日本寝具寝装品協会

2. 説明文

一般社団法人 日本寝具寝装品協会 (JBA) が指定する
第三者監査機関がトレーサビリティ監査を行い、
JBA が運営する J-TAS 協議会が認定した
安心の羽毛を使用した製品であることを証明します。

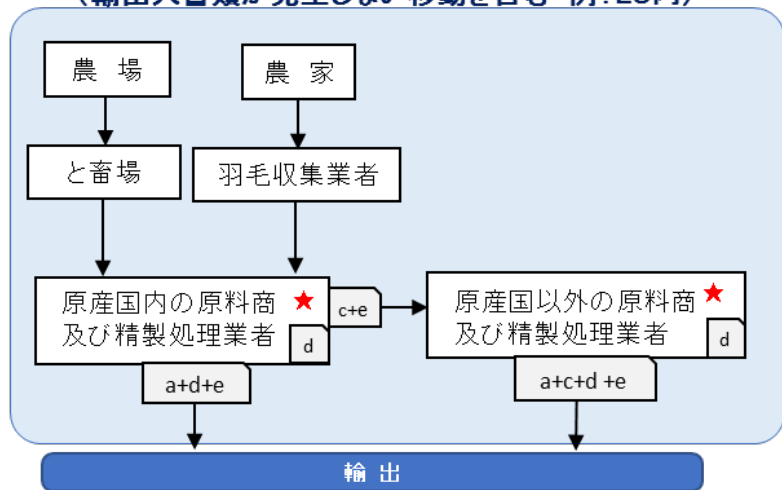
付図2 J-TASに関する組織



付図3 羽毛原料・製品の生産流通ルート例とトレーサビリティ確認書類

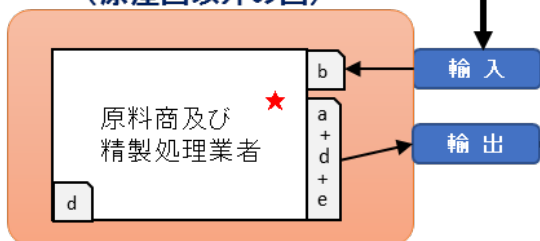
A: 原産国

(輸出入書類が発生しない移動を含む 例: EU内)

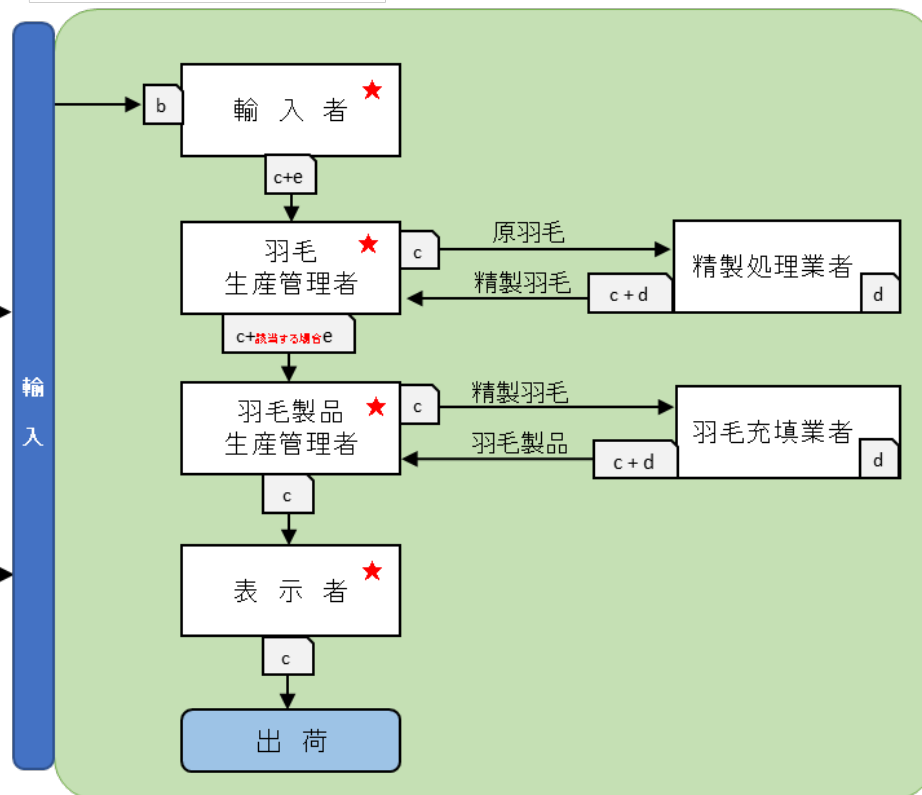


B: 加工国

(原産国以外の国)



C: 日本



トレーサビリティの確認書類

- a. 輸出書類
- b. 輸入書類
- c. 移動記録(入出荷書類)
- d. 生産記録(生産ロット毎)
- e. 商取引情報
- ★ 書類整備対象者

付図4 書類整備対象者及び保管する記録の概要

確認書類の区分	A (原産国)	B (加工国)	C (日本)					
	原料商	精製処理業者	輸入者	羽毛生産管理者	精製処理業者	羽毛製品生産管理者	羽毛充填業者	表示者
a 輸出書類	原産地証明書 (Certificate of Origin)	Aからの原産地証明書	Aからの原産地証明書 Bを経由した場合は不要					
	インボイス (Invoice)	Aからのインボイス	Aからのインボイス Bを経由した場合は不要					
	パッキングリスト (P/L: Packing List)	Aからのパッキングリスト	Aからのパッキングリスト Bを経由した場合は不要					
	動物検疫証明書 (V/C: Veterinary Certificate, H/C: Health Certificate)	Aからの動物検疫証明書	Aからの動物検疫証明書 Bを経由した場合は不要					
	船荷証券 (B/L: Bill of Lading)	Aからの船荷証券	Aからの船荷証券 Bを経由した場合は不要					
	該当する場合 マザー農場仕入書							
		Bのインボイス	Bを経由した場合 Bからのインボイス					
	Bのパッキングリスト	Bを経由した場合 Bからのパッキングリスト						
	Bの船荷証券	Bを経由した場合 Bからの船荷証券						
b 輸入書類			輸入許可通知書 (A→C) Bを経由した場合は不要					
		輸入許可通知書 (A→B)						
c 移動記録 (原料・製品の出入荷記録)	移動がある場合 (移動記録)							
			原料出荷	原料入荷				
				原料出・精製羽毛入荷	精製処理			
				精製羽毛出荷		精製羽毛入荷		
						精製羽毛出荷・製品入荷	充填	
d 生産記録	原産地で精製処理がある場合 ロット毎の加工記録							
		ロット毎の加工記録						
				ロット毎の加工記録	ロット毎の加工記録			
						製品羽毛充填記録	製品羽毛充填記録	
							羽毛製品出荷記録	
e 商取引情報 (TC証明書)	TC証明書及び 購入羽毛原料のTC証明書	AからのTC証明書	AからのTC証明書 Bを経由した場合は不要	AからのTC証明書 Bを経由した場合は不要		AからのTC証明書 Bを経由した場合は不要		AからのTC証明書 Bを経由した場合は不要
e 商取引情報 (TC証明書)		BのTC証明書	Bを経由した場合 BからのTC証明書	Bを経由した場合 BからのTC証明書		Bを経由した場合 BからのTC証明書		Bを経由した場合 BからのTC証明書
e 商取引情報 (TC入力記録)			TC入力記録	該当する場合TC入力記録				
★ 書類整備対象者	上記書類と誓約書	上記書類と誓約書	上記書類と誓約書	上記書類と誓約書		上記書類と誓約書		上記書類と誓約書

J-TASに基づき、各書類整備対象者が自らの役割を果たすことにより、全体として製品は、原料までの生産履歴をたどることができることになっている(トレーサビリティが確保されている)。